

2017年(平成29年)5月4日 木曜日

## 出張のための移動時間



## 運搬や監視伴えば労働

労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間を従事していない移動時間に対する賃金の支払い義務などが発生します。労働時間に当たらないとしています。他方、業務に用いる機材や物品などを持つて出張先に移動した場合については、具体的な労務

に当たりません。しかし、業務に用いる物品の運搬や監視などを行っている時間については、労働時間に当たらないとしています。合時刻や運転者を定めて現場に行っていたケースは、会社と現場との往復することになると考えます。

### 【作業現場への移動時間】

判例では、会社の指示で従業員が会社にいったん立ち寄り、打ち合わせをして現場に行くという事

間が労働時間に当たるかどうかは、会社が従業員に会社への立ち寄りを命じていたかが一つのポイントになると考えます。

Q 会社から出張を命じられましたが、出張のための前日の移動時間は労働時間になるのでしょうか。また、遠方にある作業現場までの移動時間は労働時間になりますか。

A 労働時間とは、労

働時間に当たるかどうかは、会社が従業員に会社への立ち寄りを命じていたかが一つのポイントになると考えます。

【出張の際の移動時間】

出張のための移動時間は原則として、労働時間に当たるとしています。一方、従業員が会

(弁護士 松田健太郎)